

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年1月5日（令和8年（行個）諮問第2号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行個）答申第194号）

事件名：本人の労災に係る労働者死傷病報告別紙の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年8月5日付け兵労個開第184号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

原処分（部分開示決定）のうち、法78条1項3号イ及びロに該当するとして不開示とされた部分を取り消し、取り消した部分を開示すべきである。

イ 審査請求の理由

原処分は、当該保有個人情報には、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって通例として開示しないこととされている情報が記載されており、法78条1項3号イ及びロに該当するとして、これらの情報が記載されている部分を不開示としたとする。

しかしながら、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは遅滞なく、死傷病報告書を所管する労働基準監督署長に提出しなければならないとされており（労働安全衛生法100条1項、労

働安全衛生規則 97 条 1 項)、法令上義務付けられたものであり、違反には刑事罰が科されている(同法 120 条 5 号)。本件で不開示とされたのは死傷病報告書で「別紙参照」とされた別紙部分に該当し、別紙がなければ報告内容が完結せず両者は一体不可分のものである。このように体裁上も、またその報告内容をみても、別紙は法令上義務付けられた死傷病報告書と一体をなすものとして事業者より「任意に提供されたもの」などとはいえないことは明らかである。よって、法 78 条 1 項 3 号ロには該当しない。

また、法 78 条 1 項 3 号イに関しては、そもそも本件で不開示とされた情報が開示されることによって、法人のいかなる権利や競争上の地位が、具体的にどのように害されるのか、原処分では何ら示されていない。労災事故に関し、その災害の発生状況や原因を報告した書類を被災者に秘匿すべき正当な利益など存しない。以上のように法人の「正当な」権利・競争上の地位を害する具体的おそれなど存しないのであるから、法 78 条 1 項 3 号イにも該当しない。

原則どおり、審査請求人の個人情報に該当するものとして行政機関には開示義務があり、原処分のうち、法 78 条 1 項 3 号イ及びロを理由として不開示とされた部分は速やかに取り消されなければならない。

(2) 意見書

ア 法 78 条 1 項 3 号ロ該当性について

(ア) 死傷病報告書および別紙の一体不可分性

処分庁および諮問庁は、別紙(3~6 頁)が「行政機関の要請を受けて任意に提供されたもの」とであると主張する。しかし、労働者死傷病報告(様式第 23 号)本体の「略図」欄には、明確に「別紙参照」と記載されている。また、同報告書本体の「災害発生状況及び原因」欄の記載は極めて簡略な内容しか記載されておらず、これを補完する各別紙と一体として内容を報告する形と理解される。明らかにこれら別紙は体裁上も内容上も死傷病報告書本体と一体不可分な一連の文書として構成されており、これを切り離して「任意提供」と評価することは誤りである(事実にも反すると思料される)。

(イ) 法令上の提出義務が及んでいること

労働安全衛生法 100 条 1 項および同規則 97 条 1 項は、事業主に対し、労働災害発生時の報告を公法上の義務として課しており、これに違反した場合には刑事罰が科される。様式第 23 号では「どのような場所で……どのような災害が発生したかを詳細に記入すること」および「発生時の状況を図示すること(略図)」が義務付けられている。本件不開示部分である「災害発生の理由(別紙 1 の 2)」「不安全要因(別紙 1 の 3)」及び「事故再現画像(別紙

3)」、「落下物の置き方再現画像（別紙4）」は、まさにこの法令上の記載義務（詳細な原因および状況図示）を履行するために作成・提出されたものであることは明らかである。これらは法令で義務付けられた報告内容そのものである情報であり、これをあたかも「任意の協力」であるかのように主張し不開示情報該当性の根拠とすることは法の趣旨に反している。

イ 法78条1項3号イ該当性について

処分庁は、本件不開示部分を開示することで法人の権利や競争上の地位を害するおそれがあると主張するが、その具体的なおそれの存在や、具体的なおそれが存在する根拠は一切示されていない。労働災害の発生状況や原因は、再発防止のために公的に記録されるべき客観的事実であり、かつ被災した労働者本人が知るべき情報である。特に「災害発生の理由」及び「不安全要因」（別紙1）、「事故再現画像」（別紙3）、「落下物の置き方再現画像」（別紙4）は、事業場内の安全性や事故当時の物理的・客観的状況を示すものに過ぎず、法人の独自の技術的ノウハウや営業秘密を構成するものではありえず、「保護すべき正当な利益」でもない。

ウ 法78条1項2号該当性について

（ア）部分開示の必要性と義務

処分庁は「特定の個人を識別することができる情報」が含まれることを理由に挙げる。しかし、法82条1項は「部分開示」を義務付けており、不開示情報が含まれている場合であっても、それを容易に区分して除き得るときは、残りの部分を開示しなければならない。

（イ）適切な加工による開示の可能性

仮に「事故再現画像（別紙3）」等に、審査請求人以外の特定の個人（再現した事業所の職員や立ち会った職員等）が写り込んでいることがあり得るが、その顔の部分等にマスキング（黒塗り）処理を施せば、個人識別性は容易に排除できる。死傷病報告書の目的が災害状況の把握にある以上、重要なのは「どのような状況で事故が起きたか」という客観的状況であり、特定の個人の容貌を開示する必要はない。したがって、個人の識別を回避する加工を施した上で、画像そのものは開示すべきである。これを検討せず、漫然と全体を不開示とすることは法82条の趣旨に反する。

エ 結語

以上のとおり、本件不開示部分は法令に基づく義務が課された報告の一部であり、かつ物理的・客観的状況を示しているものにすぎない。仮に事故再現画像（別紙3）等に審査請求人以外の個人が映っていた

としても、マスキング等の加工により同人の情報保護にも配慮可能であり、かつ客観的状況を示すという事故再現画像の趣旨からしても適切である。

本件不開示部分を不開示とする理由は存在しないため、速やかにこれらを開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年7月18日付け（同月24日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、「審査請求人が令和6年特定月日に、特定所在地の特定事業場（派遣先）において被災した労働災害について、特定株式会社（派遣元）が特定労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告及び関係書類一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁は、令和7年8月5日付け兵労個開第184号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年9月29日付け（同月30日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和6年特定月日に勤務先である特定事業場（派遣先）で被災したとして、派遣元事業場より特定労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告」に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

本件労働者死傷病報告については、原処分に至った開示請求の請求内容における特定事業場及び令和6年特定月日と一致するものである。特定事業場より特定労働基準監督署に提出された同じ発生年月日及び発生場所の労働者死傷病報告は、原処分において特定した保有個人情報以外に存在しない。

(2) 労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）100条1項の規定及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）97条1項の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、事業者がその事実について、所定の様式による報告書に記入し、それを所轄労働基準監督署長あてに提出するもので

ある。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

(3) 原処分の妥当性について

労働者死傷病報告（１頁）の「報告書作成者職氏名」欄及び労働者死傷病報告に添付された別紙（４頁）の不開示部分には、審査請求人以外の個人に関する職氏名が記載されている。当該情報は、法７８条１項２号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

労働者死傷病報告に添付された別紙（３～６頁）は、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであり、災害発生の理由、不安全要因、事故再現画像等が記載されている。当該情報は法７８条１項３号イ及びロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分（部分開示決定）のうち、法７８条１項３号イ及びロに該当するとして不開示とされた部分を取り消し、取り消した部分を開示することを求めるが、原処分の妥当性については、上記３（３）で述べたとおりであるため、審査請求人の主張は原処分の結論を左右するものではない。

5 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 令和８年１月５日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月１９日 | 審議 |
| ④ 同年１０月６日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同月１５日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法７８条１項２号並びに３号イ及びロに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第２の２（１））及び意見書（上記第２の２（２））において、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、別表の２欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）

の開示を求めていると解され、諮問庁は、原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象保有個人情報を見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

通番4及び通番5の4欄に掲げる部分は、労働者死傷病報告に添付された別紙に記載された審査請求人が被災した災害に係る再現画像である。

当該部分は、(i) 特定事業場で勤務していた審査請求人が知り得る情報、又は(ii) 原処分において開示されている労働者死傷病報告の「災害発生状況及び原因」欄から審査請求人が推認できる内容であると認められる。

このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、特定株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に開示しないという条件を付することが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条1項2号該当性について

通番3の不開示部分は、労働者死傷病報告に添付された別紙に記載された特定事業場（派遣先）の職員の職氏名等である。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、同項3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性について

通番1、通番2、通番4及び通番5の不開示部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）は、審査請求人が被災した災害の災害発生の理由及び不安全要因の記載並びに災害に係る再現画像の一部であり、これらの情報は、特定株式会社が一般には公にしていない内部情報であると認められる。

このため、これらの情報を開示すると、通常知り得ない特定株式会社の内部情報が明らかとなり、特定株式会社に対する信用を低下させ、

当該株式会社の取引面等において、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、これらの情報は、法 78 条 1 項 3 号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 78 条 1 項 2 号並びに 3 号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は、同項 2 号及び 3 号イに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別表

1 文書番号及び対象文書名	2 不開示部分等			3 通番	4 開示すべき部分
	頁	該当部分	法78条1項各号該当性		
1 審査請求人が被災した災害の発生状況及び原因（別紙）	3	② 「2. 災害発生の原因」の不開示部分	3号イ及びロ	1	—
		③ 「3. 不安全要因」の不開示部分	3号イ及びロ	2	—
	4	④ 別紙2の不開示部分	2号、3号イ及びロ	3	—
	5	⑤ 別紙3の不開示部分	3号イ及びロ	4	全て（人影を除く。）
	6	⑥ 別紙4の不開示部分	3号イ及びロ	5	全て（ファイルの背表紙を除く。）

- （注） 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
- 2 審査請求人が、不開示部分の開示を求めていると解される以下の部分は含まない。
- 「対象文書1 労働者死傷病報告 1頁① 「報告者作成者職氏名」欄」